

容器ラベル作成時の裾切値適用について

容器ラベル作成画面にある「ラベル裾切値適用」チェックボタンにチェックを入れると、各成分の含有濃度が厚労省 HP の「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質一覧」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx>

にある「ラベル表示に係る裾切値（重量%）」未満の場合は、その成分を考慮せずに、残りの成分で NITE-Gmiccs の JIS ルールでの分類ロジック

https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_ClassificationLogic.html

に基づき、混合物の GHS 分類を判定します。

一方、ラベル裾切値を適用しない場合は、すべての成分を対象に NITE-Gmiccs の分類ロジックにより判定します。この分類ロジックでは、特に健康有害性において有害性のクラスごとに考慮すべき成分濃度を規定しており、この濃度未満の場合は、その有害性クラスを考慮しないようになっています。すなわち、有害性の種別ごとに定められた裾切値を適用している形です。

このため、有害性により定められた裾切値がラベル表示義務の裾切値と同じ値に設定されている場合など、「ラベル裾切値適用」のチェックの有無で、ラベルの内容が変わらない場合があります。